

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

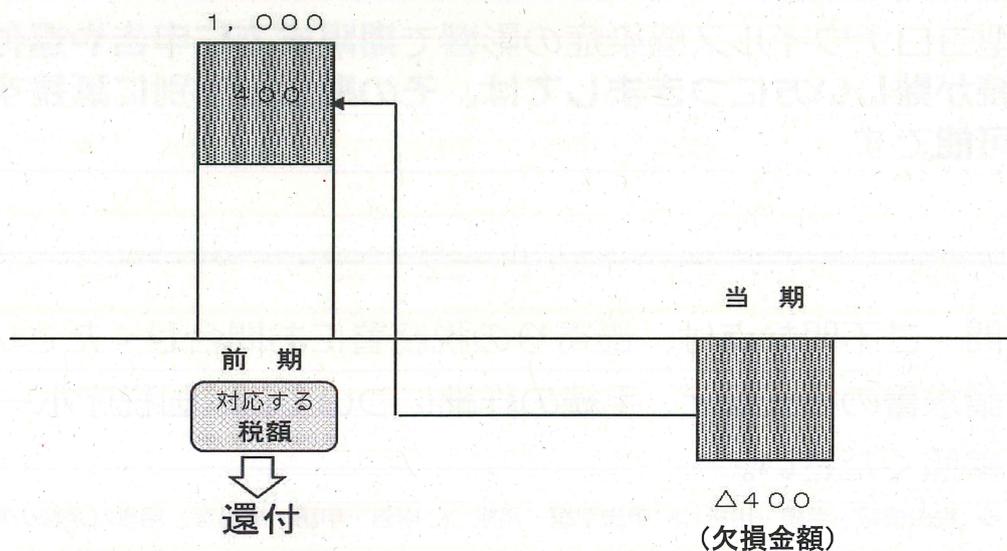
欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能となりました

青色欠損金の繰戻し還付制度とは

- 青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です

<イメージ図>



新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- **資本金の額が1億円超 10億円以下の法人**について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります
- **令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額について適用されます
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください
- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります
- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方**につきましては、その期限を個別に延長することが可能です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
> 税務手続の案内（税目別一覧） > 法人税 > [手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm